

令和 8 年度

県単港湾整備工事（吾妻地区物揚場補修工）

特 記 仕 様 書

木更津港 吾妻地区
木更津市 中央

千葉県木更津港湾事務所

第1章 総 則

第1条 適 用

1. この特記仕様書は、千葉県土木工事共通仕様書（令和7年10月版）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. 本特記仕様書に規定のない事項については別に定める「土木工事共通特記仕様書」及び「土木工事共通仕様書」によるものとする。

なお、本工事で適用する土木工事共通特記仕様書の詳細は別表に示すとおりとする。

第2条 工事の安全確保

1. 受注者は、工事施工中、流水及び水陸交通の支障となるような行為、または公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。
2. 受注者は、本工事施工中は航行船舶の巡視・保安要員として、以下のとおり監視員を配置し、工事の安全を図るものとする。

工種	作業区分	交通誘導警備員B
すべての工事	昼間	1人／日以上

3. 工事期間中には必要に応じ、夜間における安全確保のため保安要員を巡回させ、バリケード等保安施設の保安点検を行うものとする。

第3条 作業区分

本工事の作業区分は全ての工種において昼間施工とする。ただし、変更を要する場合は監督職員の承諾を得るものとする。

第4条 建設副産物に関する事項

1. 共通事項
 - 1) 「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「コブリス・プラス」（旧「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」）により作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「コブリス・プラス登録済確認書」を同システムにより作成し、各1部提出すること。なお、これらの計画及び実施状況の記録を工事完成後5年間保存すること。

◎作成対象工事

「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「コブリス・プラス登録済確認書」は最終請負金額が100万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成すること。なお、建設資材の搬入量又は建設副産物の搬出量が一定規模以上となる場合は、法令等に基づき「再生資源利用計画書」又は「再生資源利用促進計画書」を、それぞれ工事現場の見やすい場所に掲示し、公衆の閲覧に供すること。

- 2) 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を1部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料（受入伝票、写真等）を監督職員に提示し確認を受けること。
- 3) 建設廃棄物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票のD票及びE票を提示すること。また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を提示すること。

2. 防舷材廃材

本工事により発生する防舷材廃材(1.20 t)は、富津市新富地先、片道運搬距離11.6 kmの東港金属㈱に運搬し、処理するものとする。

3. 一般廃棄物

本工事により発生する一般廃棄物の処理は、次の各号のとおりとする。

かき殻(1.43 t)は、木更津市潮浜地先、片道運搬距離2.4kmの木更津市クリーンセンターに運搬し、処理するものとする。

かき殻の処分量については、過年度実績より想定重量として計上していることから、下地処理(かき落とし)の施工に当たり、処分量の増減があった場合は協議の上、変更することとする。

なお、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。工事発注後、事情により上記の指定処理により難しい場合は、監督職員と協議するものと

する。

第5条 工期

工期は、雨天、休日等の不稼働日を見込み、契約日の翌日から令和9年3月18日限りとする。

なお、工期には施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	70日間
後片付け期間	20日間
雨休率 ※休日と天候等による作業不可能日を見込むための係数 $\text{雨休率} = (\text{休日} + \text{天候等による作業不能日}) / \text{実働日数}$	0.65

著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

第6条 段階確認

1. 受注者は、以下の工種の施工段階においては、段階確認を受けなければならない。
この際、受注者は、工種、細別、確認の予定時期を監督職員に書面により報告しなければならない。

ただし、段階確認の実施時期及び実施箇所は監督職員が定めるものとする。

種 別	細 別	施 工 段 階
防食工	電気防食	アルミニウム陽極施工完了時
防食工	ペトロラタム被覆	被覆防食完了時
付属工	防舷材工	設置完了時

2. 段階確認は該当工種の出来形確認及び技術的確認を行うものであり、給付の対象とはしない。

第7条 工事履行報告

受注者は、「工事履行報告書」に当該月の実施工程を記入し、翌月5日までに監督職員に提出すること。

第2章 材料

第8条 材料の確認

以下の材料の使用に当たっては、その外観及び品質証明書等を照合し確認した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

なお、上記以外でも監督職員が指示する場合については、監督職員の指示する方法により、検査を受けなければならない。

材 料 名	提出	検 査		摘 要
		品質	数量	
ペトラタム	○			
アルミニウム陽極	○			
鋼板当て板	○			
防舷材	○			

第3章 施工

第9条 鋼矢板孔食調査

本工事では防食工施工前の鋼矢板孔食調査費として、技術管理費に肉厚測定を計上している。

準備工として、事前調査を行う際に鋼矢板に孔食や変状が確認された場合は残存肉厚を確認するとともに、その結果について速やかに監督職員に報告を行うものとする。

第10条 仮設工

本工事の仮設に当たっては、現地の状況を十分把握し、安全性、細部構造等について、受注者の責任において十分検討を行い、決定し、施工するものとする。

第4章 その他

第11条 週休2日制適用工事（港湾関係工事）

- 1 本工事は、週休2日制適用工事（港湾関係工事）である。
- 2 受注者は、現場閉所による週休2日工事として取り組むこと。
なお、予定価格には4週8休達成相当の経費を補正している。
- 3 受注者が週休2日交替制工事を希望するときは、受発注者間で協議し週休2日交替制工事に変更することができる。
- 4 週休2日制の実施に当たっては、「週休2日制適用工事（港湾関係工事）試行要領（令和7年10月版）（千葉県県土整備部港湾課）」に基づき行うこと。

第 12 条 その他

仕様書に定めのない事項や内容に疑義が生じた場合には、監督職員と協議すること。

特記仕様書別表 詳細は土木工事共通特記仕様書 第2章 選択編をご参照ください

条	条 目	適用(不要項目に二重取消線)
第2-1条	電子納品	・該当する(副本登録する) ・該当する(副本登録しない)
第2-2条	工事監督支援業務の担当技術者	・該当する ・該当しない
第2-3条	建設工事に係る資材の再資源化等 に関する法律(建設リサイクル法)	・該当する ・該当しない
第2-4条	難工事の指定	・該当する ・該当しない
第2-5条	「三者会議」の実施	・該当する(対象工事以外) ・該当しない
第2-6条	熱中症対策に資する現場管理費の 補正の試行工事	・該当する ・該当しない
第2-7条	快適トイレ	・該当する ・該当しない
第2-8条	週休2日制適用工事 ※港湾関係工事のため特記に記載	・現場閉所による週休2日工事 ・週休2日交替制工事 ・該当しない
第2-9条	遠隔臨場	・発注者指定型 ・発注者指定型以外 ・該当しない
第2-10条	I C T活用工事 ※右表に対象工種を記載	・該当する ・該当しない
第2-11条	現場打ちの鉄筋コンクリート構造 物におけるスランプ値の設定等	・該当する ・該当しない